平成２３年（フ）第３３号
長崎県佐世保市鹿子前町782番地８　パルシェ鹿子前803号、旧住所長崎県佐世保市白岳町324番地５
債務者　西岡　繁人
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
長崎県佐世保市椎木町142番地３、旧住所福岡県福岡市中央区春吉２丁目18番４―210号
債務者　松原　航介
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
長崎県佐世保市相浦町1733番地
債務者　松尾　吉教
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
東京都福生市大字福生2251番地４コーポむさしの205号室
債務者　熊川　絵真
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４８号
東京都町田市小山町711番地１第２大建コーポ202
債務者　恵　　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５０号
東京都昭島市上川原町３丁目14番７号ガーデンシモＡ102号
債務者　辻　ミヨ子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６３号
東京都小平市美園町１丁目12番６―303号
債務者　渡邉　優子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２号
静岡県周智郡森町大鳥居53番地の11
債務者　岩田　　等
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
静岡県周智郡森町大鳥居53番地の11
債務者　岩田　いせ
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
静岡県周智郡森町飯田205番地の２
債務者　鈴木　雅晴
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
静岡県磐田市豊浜中野425番地２
債務者　横山　　広
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西12―805
債務者　石山　和歌
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

免責許可決定

平成２２年（フ）第８９８号
千葉県八千代市萱田2238番地９　コンフォートシティ208号、開始決定時の住所千葉県八千代市大和田新田564番地１アルファグランデ八千代中央201
破産者　堀口　洋亮
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８９９号
千葉県八千代市萱田2238番地９　コンフォートシティ208号、開始決定時の住所千葉県八千代市大和田新田564番地１アルファグランデ八千代中央201
破産者　堀口　直美
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０９号
千葉市中央区白旗１丁目４番５棟307号
破産者　岡村　英雄
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４３号
千葉県習志野市大久保２丁目10番３―208号
破産者　大塚満里子
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４４号
千葉県八千代市ゆりのき台２丁目13番地６サンパール八千代205号
破産者　落合　佳絵
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５９号
千葉県船橋市本町３丁目31番１号　ドリームプレス101号
破産者　友田　和巳
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係